

## IV ユーラシア経済統合の動向

### 1. ユーラシア経済統合の概況

#### (1) ユーラシア経済統合の実施段階

1991年12月26日のソ連邦崩壊後、ユーラシア経済統合のプロセスは多国間の連続的ないくつかの段階を経て機能してきたが、形式的なものにとどまっていた。実際にユーラシア統合が本格化してきたのは、2010年のロシア・ベラルーシ・カザフスタンの3カ国による「関税同盟」の設立以降である。その後、2012年には、さらに深い統合段階である「共通経済空間」の合意が行われ、2015年初頭には統合の新段階である「ユーラシア経済連合（EEU）」が始動した。

EEU発足の翌日の2015年1月2日にはアルメニアが正式加盟をしており、アルメニアは2022年までにEEUの対外共通関税に段階的に合わせていくこととしている。また、技術規則は5年以内、知的財産権保護制度は3年以内に共通化される予定となっている。

キルギスは2015年5月までのEEUへの加盟を目指している。2014年12月23日の最高評議会において、キルギスとロシア、ベラルーシ、カザフスタンの間でキルギスのEEU加盟に関する条約への署名が行われており、今後、各国議会での批准が完了次第、同条約が発効することとなっている。2015年2月にはキルギス共和国の関税同盟加盟および統一経済空間加盟のロードマップ実施の枠内における法令案の作成に向けた作業に関するプレゼンテーションが行われ、関税同盟によって法律18件と法令10件、統一経済空間によって法律5件と決定1件が採択された。加盟後の第二段階では法案19件と法令39件の採択が予定されている。

次表は、ユーラシア統合プロジェクトの3つの段階を表にまとめたものである。以下段階ごとの経済統合について概観する。

表 4-1 ユーラシア統合プロジェクトの実施段階

	条約名	制定年月日	発効年	締結国	主な内容
1	統一関税圏および関税同盟形成条約	2007年10月6日	2010年1月1日	ロシア・ベラルーシ・カザフスタン	商品の移動の自由化
2	共通経済空間形成宣言	2010年12月9日	2012年1月1日	ロシア・ベラルーシ・カザフスタン	商品・資本・労働力・サービス移動の自由化の方向性確認
3	ユーラシア経済連合条約	2014年5月29日	2015年1月1日	ロシア・ベラルーシ・カザフスタン（2015年1月2日アルメニア加盟）	商品・資本・労働力・サービス移動の自由化

## 1) 関税同盟の概要

2010年、加盟国内の商品移動の自由化を目的として発足した関税同盟は、非加盟国に対する①共通輸入関税率の導入、②関税同盟加盟域内の国境税関の撤廃、③関税同盟加盟国内を流通する製品の品質管理に関する共通原則・規則（技術規則）の採択が行われた。

### ① 共通輸入関税率の採用

関税同盟国内では、2010年より「対外経済活動に関する統一商品分類表（以下、TN VED TS）」が導入され、加盟3カ国の関税率の統一が図られた。TN VED TSでは、全商品を21部門97グループに分類し、10桁のコードごとに関税率を定めている。

関税同盟の関税率はロシアの関税率を採用した。これにより他の加盟国は関税率が上がる事態も発生したが、ロシアが2012年にWTOに加盟したことから、徐々に関税率は減少傾向にある（下図参照）。

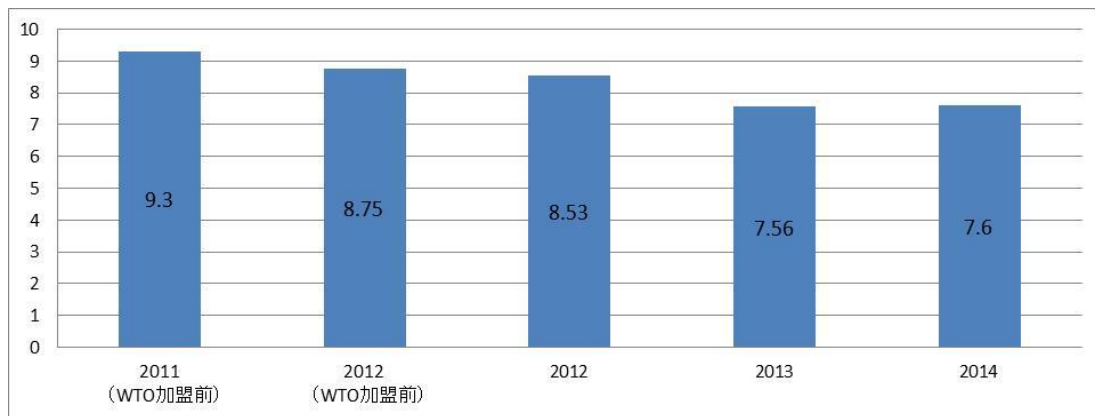


図 4-1 関税同盟における平均関税率 (%)

出所：「ユーラシア経済連合 歴史、目標、国際経済協力促進の新たな機会」ユーラシア経済委員会統合推進部長 ピクトル・バレンチーノヴィッチ・スパススキ（東京2014年9月19日セミナー配布資料）をもとに HIT 作成

### ② 関税同盟域内の国境税関の撤廃

2011年7月、関税同盟では国境税関の徴収撤廃を受け、関税の徴収に関する統一的な手順として、各加盟国で徴収された関税の総額を定められた比率に応じて各国に再配分する方式が採用された。具体的な配分比率は2010年3月25日付関税同盟委員会決定N199により、ロシア87.97%、ベラルーシ4.70%、カザフスタン7.33%となった、

### ③ 関税同盟技術規則の制定

関税同盟技術規則の策定と運用については、「ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦における技術規則の統一原則に関する協定（2010年11月18日付）」および「関税同盟域内における義務的な適合評価（認証）を必要とする製品の流通に関する協定（2009年12月11日付）」、「適合評価を実施する認証機関および試験所（センター）の相互承認に関する協定（2009年12月11日付）」が採択され、2011年からは、関税同盟委員会およびユーラシア経済委員会の中で、統一的な関税同盟技術規則の策定が進行している。

技術規則の対象製品リスト（全66分野）については、2011年1月28日付関税同盟委員会決定526号によって規定され、2015年2月25日時点で66分野のうち34分野の技術規則が採択済みであ

る。農産物食品関連は主に 2014 年 7 月に規則が発効している。

表 4-2 2012 年~2015 年までに発効済の関税同盟技術規則<農業関連のみ>

運用開始時期		技術規則名
2012 年	7 月 1 日	パッケージ（包装）の安全性に関する技術規則
2013 年	2 月 15 日	機械設備の安全性に関する技術規則
	7 月 1 日	穀物の安全性に関する技術規則
		食品表示（ラベル）に関する技術規則
		食品の安全性に関する技術規則
		果物・野菜ジュースに関する技術規則
		油脂製品に関する技術規則
		治療が予防のための食品を含む特定健康食品の安全性に関する技術規則
食品添加物、香料、保存料の安全性に関する技術規則		
2014 年	3 月 1 日	潤滑油、オイル、特殊流体に対する要求に関する技術規則
	5 月 1 日	牛乳と乳製品の安全性に関する技術規則
		肉と肉製品の安全性に関する技術規則
2015 年	2 月 5 日	農業用・林業用トラクターとトレーラーの安全性に関する技術規則

出所：ユーラシア経済委員会 HP

関税同盟域内で流通する製品には、品質と安全性が国家規格に適合しているという規格認証の取得が必要であり、商品に認証取得済みのユーラシア適合（EAC）マーク（下図）を表示する必要がある。



図 4-2 ユーラシア適合のマーク

## 2) 共通経済空間の概要

2010 年「共通経済空間形成宣言」が 3 カ国の首脳によって承認され、商品に加え、サービス・資本・労働力の移動の自由化実現に向けた方向性が定められた。

2012 年 1 月 1 日にはロシア、ベラルーシ、カザフスタンによる共通経済空間の形成に関する 17 の条約（次表参照）が発効し、サービスや労働力、資本の移動の自由に関する条約に加えて、経済政策における協調を目的とする複数の条約が定められた。

表 4-3 共通経済空間の形成に関する条約(農業関連のみ)

条約名	内容
競争の統一原則および規則に関する協定	独占を規制するための一般的対処方法を定め、経済活動に対する国家干渉の可能性を制限するための具体的基準を導入している。
国家農業支援の統一規則に関する協定	農産物生産者に対する国家支援の提供規則を定めている。支援の最高水準は農産物総価格の 10%を超えてはならない。
鉄道輸送サービスの利用規制に関する協定 (料金政策の原則を含む)	輸送業者に対する要件の平等の原則および統一料金政策の原則を含め、関税同盟諸国の輸送業者による鉄道インフラサービスの利用原則を定めている。具体的な商品生産者への補助金提供措置としての鉄道輸送サービスの特別料金は、その他の方法で支援を行うことが不可能な場合にのみ適用される。
統一経済空間加盟国におけるサービスの販売および投資に関する協定	一部の例外を定める条件のもとで、サービスの相互販売において自国民待遇と最恵国待遇が提供される。
知的財産の保全および保護の分野における規制の統一原則に関する協定	統一経済空間加盟国において知的財産保護の分野に自国民待遇を導入し、統一国際条約基盤を創設することを規定している。条約基盤創設の基礎となったのはロシアが加盟する知的財産分野の国際協定のリストである。
ベラルーシ共和国およびカザフスタン共和国、ロシア連邦における技術規制の統一原則および規則に関する協定	関税同盟技術規則に適合する製品の流通を保証するための協調政策の実施を定めている。技術要件が適用される製品の統一リストによって、統一政策が可能となる。ここで、統一リストに含まれない製品に関して、統一経済空間加盟国の国内法で義務的要件を定めることはできない。技術規則の承認権は「委員会」に与えられる。
国家(地方自治体)の買付に関する協定	国家買付および地方自治体の買付の際の関税同盟諸国の納入業者に対する自国民待遇および特惠国待遇を定めている。また透明性の高い買付の組織および施行方法を定めている。
移民労働者とその家族の法的地位に関する協定	統一経済空間加盟国の国民による労働市場の利用に対する制限の排除、割当制の廃止、移民労働者の必須労働許可の廃止、より自由な移民登録方法を定めている。
第三国からの不法労働移民に対抗するための協力に関する協定	協定は不法な労働移民に対する対抗措置の一般方針を定めている。
マクロ経済政策の協調に関する協定	2013年1月1日から、統一経済空間加盟国によって、国家予算の年間赤字、国家債務、インフレ水準の限界値を含めたマクロ経済の数量的パラメータが導入されることを規定している。
外国為替政策の原則の調整に関する協定	今後の外国為替法の調整方針を規定する「ロードマップ」である。特に、統一経済空間における外国為替取引、銀行口座の開設と運営に対する制限の段階的な撤廃、統一経済空間枠内における現金の持ち込みおよび持ち出し方法の統一、外貨売上金の本国送金に関する要件の調整を規定している。
資金の自由な移動を保証するための金融市場の環境整備に関する協定	銀行分野、外国為替市場、債券市場、保険分野において当事国の全権機関の間で情報交換を行うことを規定している。今後(2013年12月31日までに)国際規則および基準を考慮し、銀行分野、外国為替市場、債券市場、保険分野において当事国間の法律の調整が予定されている。
自然独占主体の活動規制の統一原則および規則に関する協定	自然独占活動を規制する統一原則および一般規則を作成するための法的基盤を整える目的で、自然独占主体の活動を規制するための法的な対処方法を定めている。

出所:「ユーラシア経済統合:数字と事実」(2014年)ユーラシア経済委員会

表 4-4 キルギス共和国の関税同盟加盟および統一経済空間加盟のロードマップ実施の枠内での  
法令案リスト(農業関連のみ)

関税同盟の枠内で採択された法律(第1段階)

名 称
<b>関税行政の分野において</b>
キルギス共和国法「キルギス共和国における関税規制について」が2015年1月10日に署名された。
キルギス共和国法「キルギス共和国の一部の法律に補足および変更を加えることについて」が2014年12月29日に署名された。
キルギス共和国法「キルギス共和国法『キルギス共和国の経済自由区域について』に変更および補足を加えることについて」が2015年1月9日に署名された。
<b>技術規制の分野において</b>
キルギス共和国法「キルギス共和国法『キルギス共和国における技術規制の基礎について』に変更および補足を加えることについて」が2014年12月29日に署名された。
キルギス共和国法「キルギス共和国法『キルギス共和国における道路交通について』に変更および補足を加えることについて」が2015年1月17日に署名された。
<b>衛生、獣医学、植物衛生措置の分野において</b>
キルギス共和国法「キルギス共和国法『公共保健について』に変更および補足を加えることについて」が2015年1月8日に署名された。
キルギス共和国法「キルギス共和国法『植物検疫について』に変更を加えることについて」が2015年1月13日に署名された。
<b>関税の税率規制および非税率規制の分野において</b>
キルギス共和国法「キルギス共和国の一部の法律(キルギス共和国法『関税率について』および関税法典)に変更を加えることについて」(関税同盟の対外経済活動商品目録への移行)が2015年1月8日に署名された。
キルギス共和国法「キルギス共和国の関税率について」(新訂)が2015年1月8日に署名された。
キルギス共和国法「キルギス共和国の対外経済活動商品目録について」(関税同盟加盟までに関税同盟の対外経済活動商品目録へ移行)が2015年1月9日に署名された。
キルギス共和国法「キルギス共和国法『キルギス共和国における許認可制度について』に補足および変更を加えることについて」が2015年1月10日に署名された。
<b>財務政策分野において</b>
キルギス共和国法「2008年10月17日付キルギス共和国税法典に補足および変更を加えることについて」が2015年1月12日に署名された。

統一経済空間の枠内の法律(第1段階)

名 称
<b>競争政策の分野、自然独占の分野において</b>
キルギス共和国法「キルギス共和国の一部の法律(キルギス共和国法『競争について』および『キルギス共和国の国内取引について』)に補足および変更を加えることについて」が2015年1月26日に署名された。
<b>知的財産の分野において</b>
キルギス共和国法「キルギス共和国法『品種改良の成果の法的保護について』に変更および補足を加えることについて」が2015年1月14日に署名された。

採択されたキルギス共和国の法令リスト

<b>I. 関税行政の分野において</b>
2014年12月8日付キルギス共和国政府決定 第697号「キルギス共和国において使用される関税書類フォームの導入について」
<b>II. 技術規制の分野において</b>
2014年9月29日付キルギス共和国政府決定 第550号「キルギス共和国政府の一部の決定の失効認定について」
2015年1月20日付キルギス共和国政府決定 第15号「キルギス共和国における関税同盟技術規則の適用措置計画の実施について」
<b>III. 衛生、獣医学、植物衛生措置の分野において</b>
2014年10月2日付キルギス共和国政府決定 第568号「キルギス共和国の衛生・疫学的安全分野の全権機関について」
2014年10月2日付キルギス共和国政府決定 第569号「キルギス共和国政府の一部の決定に変更および補足を加えることについて」
2014年10月7日付キルギス共和国政府決定 第580号「キルギス共和国の国境を通過する人物、輸送手段、商品および貨物に対する衛生・疫学検査(監視)の実施方法に関する標準規定の承認について」
2014年10月7日付キルギス共和国政府決定 第581号「キルギス共和国政府決定『キルギス共和国の国

際自動車交通、航空および鉄道交通のためのキルギス共和国国境検問所、国内自動車道路の常設監視所の活動の整備措置について』に変更および補足を加えることについて」
2014年10月7日付キルギス共和国政府決定 第583号「関税同盟の関税境界および関税領域において植物検疫検査（監視）を受ける検疫製品（検疫貨物、検疫資材、検疫商品）のリストの承認について」
2014年9月29日付キルギス共和国政府決定 第552号「キルギス共和国政府決定『獣医学、植物検疫、疫学、衛生および生態学分野の安全措置の決定について』に補足および変更を加えることについて」
<b>V. 関税の税率規制および非税率規制の分野において</b>
2014年9月30日付キルギス共和国政府決定 第555号「キルギス共和国政府の一部の決定に補足および変更を加えることについて」

### 3) ユーラシア経済連合の概要

2014年5月29日関税同盟・共通経済空間加盟3カ国は、商品・サービス・資本・労働力の移動が自由化されるほか、マクロ経済政策や競争政策を目指したユーラシア経済連合条約に署名をおこなった。

ユーラシア経済連合は、経済統合の最終段階と位置付けられており、各国の批准を経て2015年1月1日に発効した。本条約は全部で1,014頁、全4部28章118条および33の付属書より構成されている。

表 4-5 ユーラシア連合条約の内容

第1章 ユーラシア経済連合の設立	第3章 統一経済
第1 総則	第13 マクロ経済の方針
第2 主な原則と目的、および連合の権限と権利	第14 外貨への対応
第3 連合の機関	第15 商業、組織、活動、投資
第4 予算	第16 ファイナンシャル マーケットの統制
第2章 関税同盟	第17 税金および課税
第5 相互間の情報交換と関係書類	第18 競争の主な原則とルール
第6 関税同盟の機能	第19 自然独占
第7 薬品物および医療品の統制	第20 エネルギー
第8 通関の統制	第21 輸送
第9 対外貿易の方針	第22 国（市）による購入
1. 対外貿易の総則	第23 知的所有権
2. 関税および非関税の統制	第24
3. 国内市場の保護の方法	第25 農業
第10 実地的な管理方法	第26 労働力の移動
第11 衛生・獣医衛生・植物検疫の対応	第4章 経緯および結論
第12 消費者権利の保護	第27 経緯
	第28 結論

### (2) 新規加盟の現状

2015年1月1日に発効したユーラシア経済連合は、アルメニアが正式に加わり加盟国は4カ国になった。今後加盟が見込まれる国としてはキルギスが予定されており、同国は2015年5月正式加盟を目指し法律改正等の準備が急がれている。

このような中、ロシア政府はキルギス政府のユーラシア経済連合への加盟を支援するために「キルギス・ロシア共同開発基金」を創設し、2014年末には2億米ドルの補助金がキルギス政府に支払われることが決定した<sup>4</sup>。

4

[http://www.vesti.kg/index.php?option=com\\_k2&view=item&id=32274:v-2015-godu-kyrgyzstan-poluchit-ot-rossii-250-mln-dollarov-v-ramkah-granta-dlya-sozdaniya-sovmestnogo-fonda-razvitiya&Itemid=79#ixzz3RiNS0Eka](http://www.vesti.kg/index.php?option=com_k2&view=item&id=32274:v-2015-godu-kyrgyzstan-poluchit-ot-rossii-250-mln-dollarov-v-ramkah-granta-dlya-sozdaniya-sovmestnogo-fonda-razvitiya&Itemid=79#ixzz3RiNS0Eka)

表 4-6 ユーラシア経済連合加盟までのアルメニア・キルギスの主な法的文書

アルメニア	2013年9月3日	ユーラシア経済連合プロジェクトに加盟意志の宣言
	2013年11月6日	ユーラシア経済委員会とアルメニアの間の交流深化に関する覚書
	2013年12月24日	関税同盟および統一経済圏加盟に向けてロードマップ承認
	2014年5月29日	アルメニアのユーラシア経済連合条約加盟に関する条約署名提出
	2015年1月1日	ユーラシア経済連合正式加盟
キルギス	2011年3月12日	ユーラシア経済連合プロジェクトに加盟意志を宣言
	2013年5月31日	ユーラシア経済委員会とキルギスの間の交流深化に関する覚書
	2014年5月29日	関税同盟および統一経済圏加盟に向けてのロードマップ承認
	2014年12月23日	キルギスのユーラシア経済連合条約加盟に関する条約署名提出
	2015年5月29日	ユーラシア経済連合正式加盟予定

<参考> キルギスの関税同盟加盟に関するニュース記事(2015年2月18日)

関税同盟加盟の直前、衛生植物検疫（SPS）措置と技術規則に関する文書に新たな要件が加えられた。

キルギス共和国経済省のダニル・イブラエフ次官は、円卓会議「衛生植物検疫・獣医学（SPS）措置に関する関税同盟要件の新条項および新条項履行の最優先課題について」の中でこのことについて述べた。この円卓会議には国家機関、高等教育機関、地方自治体、食品工業企業、ビジネス団体、個人起業家、認証機関、試験所の幹部および代表者が参加し、キルギス共和国経済省で行われた。

イブラエフ次官は、現在キルギス共和国ではキルギスの関税同盟加盟ロードマップの施策の遂行作業が進んでいると述べた。

2014年5月29日付ユーラシア経済同盟条約に基づき、キルギス共和国では2015年5月9日までに関税同盟の衛生・獣医学・植物衛生検査の要件を履行するためのインフラを整備しなければならない。しかし、関税同盟加盟の直前、関税同盟加盟諸国と自由な条件で貿易を行うため、キルギスは衛生植物検疫（SPS）措置に関する関税同盟の技術規則およびその他の文書の要件を履行しなければならなくなった。

衛生・獣医学・植物衛生検査の要件に基づき、キルギス共和国の関税同盟以外の国との国境検問所のキルギス共和国の検査・監督システムが関税同盟の検査・監督システムと同等であることが認められなければならない。

**国境を開放するためには以下のことをしなければならない。**

- 衛生植物検疫（SPS）措置に基づき（中国、ウズベキスタン、タジキスタンとの）国境検問所に設備を設置する。

この方針で、キルギスの関税同盟加盟のための資金供給の枠内でロードマップ施策の履行作業が行われ、キルギス共和国政府付属獣医学・植物衛生安全性国家監督局の7カ所の検問所の装備が行われる。

キルギス共和国政府付属獣医学・植物衛生安全性国家監督局の獣医学・植物衛生検査官の教育が行われている。8月にロシアで第一部の検査官の教育および視察研修が行われた。

- 獣医学・衛生植物検疫試験所が認定されなければならない。**

国立獣医学診断・審査センターは認定作業の終了段階にある。その他の試験所については申請書が提出されている。

- 植物検疫措置の分野において**

キルギス共和国農業・土地改良省の化学化・食物保護局の中央植物衛生試験所によって、2月初めに認定申請書が提出されている。

衛生植物検疫（SPS）措置に関するキルギス共和国の検査・監督システムは、関税同盟の当該システムと同等のものでなければならない。

この方針に基づいて作業が行われており、キルギス共和国政府の認定決定が準備されている。

- 動物の個体識別**

個体識別作業が行われ、個体識別システムのプログラムソフトの作成が行われている。

- 家畜伝染病予防地域の地区割り**

共和国領域の地区割りを行うことによって、伝染病源が出た地域に検疫を宣言した場合、国際獣疫事務局（OIE）コードに従い、その他地域は無事であるとみなすことができ、その地域は国際貿易に参加することができる。

- 衛生植物検疫（SPS）措置の問合せ機関を完璧に機能させること**

問合せ機関の相互関係と機能の改善作業がおこなわれている。

・衛生・獣医学・植物衛生の国家監督部門に自動情報システムを持つこと

現存の情報システムの改善と自動化作業が行われている。

更に D.イブラエフ次官は「5つの分野について獣医学・植物衛生安全性国家監督局の代表者と合同査察を行う目的で、ユーラシア経済委員会の検査官と関税同盟加盟国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、ロシア）の代表者がキルギスに到着した」と報告した。

第 1 グループは、キルギス共和国企業の査察を行う。キルギス共和国側は、将来、ロシアなどユーラシア経済同盟諸国への動物性製品（肉、鶏肉、乳製品、肉製品など）の輸出を行い、企業の能力に基づいてユーラシア経済同盟の獣医学・衛生要件と基準を履行することを計画している企業（14 企業まで）を選択した。

ここで、ユーラシア経済同盟加盟国の管轄機関は、以前にユーラシア経済同盟加盟国に自社製品を輸出していたキルギス企業の査察をプログラムに加える権利を持つ。

第 2 グループは、特に危険な動物の病気と、キルギス共和国管轄機関が講じるそれらの病気の撲滅および拡散防止対策の効果に関して、キルギス共和国内の獣疫状況の評価作業を行う。

第 3 グループは、製品の安全性指標に関する検査を行うキルギス共和国の試験所網の作業の評価を行う。

第 4 グループは、キルギス共和国の国境検問所の装備（装備の補充）に関する統一オファーを準備するために、資材技術状況と装備の評価のための検査を行う。

第 5 グループは、キルギス共和国内における獣医療用薬剤の取扱いの検査・監督システムの評価を行い、キルギス共和国農業・土地改良省獣医療用品認証センター、獣医療用薬剤製造企業、獣医療用薬剤の卸売企業および小売企業を訪問する。

**ユーラシア経済委員会の代表者とユーラシア経済同盟加盟国国家機関の獣医学分野の全権代表による代表団の構成：**

ユーラシア経済委員会：ブルバ・グリゴリー・レオンチェビッチ（衛生植物検疫・獣医学措置局、獣医学措置部 顧問）

アルメニア共和国：メリキャン・アルトゥール・マンヴェロヴィッチ（アルメニア共和国農業省国家食品衛生局 獣医学監督機関 主任専門家）

ベラルーシ共和国：グラブリュク・ヴィターリー・ウラジーミロヴィッチ（国家施設「ベラルーシ国家獣医学センター」主任獣医・寄生虫学者）

カザフスタン共和国：モルディバエフ・ダスタン・ジャマンシャロヴィッチ（カザフスタン共和国農業省 獣医学検査・監督委員会 専門家）、ケントバエフ・バキトベク・バルサンベコヴィッチ（国家獣医学センター 主任専門家）

ロシア連邦：フォンタネツキー・アレクサンドル・セルゲエヴィッチ（ロシア連邦獣医学・植物衛生監督局 クラスノダール地方・アディゲ共和国本部長）、ミハイロフスカヤ・イリーナ・ウラジーミロヴナ（ロシア連邦獣医学・植物衛生監督局 クラスノダール地方・アディゲ共和国本部 国家主任検査官）、ココシヤン・ヴィクトリヤ・アルカディエヴナ（ロシア連邦獣医学・植物衛生監督局 クラスノダール地方・アディゲ共和国本部 副部長）、スパチュエフ・ドミートリー・ミハイロヴィッチ（ロシア連邦獣医学・植物衛生監督局 クラスノダール地方・アディゲ共和国本部 国家主任検査官）、サフヴィン・アレクサンドル・ウラジミロヴィッチ（連邦国家施設「連邦動物健康保護センター」植物安全性・獣医学衛生局 副部長）、ポリソフ・アレクセイ・ワシリエヴィッチ（連邦国家施設「連邦動物健康保護センター」鳥類病予防試験所 主任研究員）



## 2. ユーラシア経済連合の規格認証制度

### (1) 規格認証制度の概要

#### 1) 関税同盟技術規則適用の仕組み

関税同盟加盟国では域内で流通する製品の安全を確保するために、共通の規格認証制度を導入している。規格認証が必要な製品は「国民の生命や健康を損なう可能性が大きい製品」（2010年6月18日付関税同盟委員会決定N319）と定義され、「関税同盟の適合評価（認証）が義務付けられた製品リスト」（2011年4月7日付関税同盟委員会決定N620）に記載された商品にのみ適用される。

商品の適合評価は、関税同盟で認められた認証機関または審査試験施設において検査を受けることが義務づけられており、認証や審査試験が受けられる施設リストは、加盟国ごとにリスト化されユーラシア経済委員会のHP<sup>5</sup>で確認することができる。

認証を受ける商品の適合評価の方法には、適合証明（認証機関が同技術規則への適合を証明）と適合申告（申請者が同技術規則への適合を申告）の2種類があり、関税同盟域内では共通の様式が定められている（2012年12月25日付ユーラシア経済委員会決定N293）。どちらの適合認証を受けるかについては該当する技術規則の中において規定されている。各適合認証の様式の内容を次表に示した。

表 4-7 関税同盟技術規則適用の仕組みに関する規則

技術規則の原則	
関税同盟技術規則	2010年6月18日付関税同盟委員会決定N319
関税同盟の認証機関および審査試験施設（センター）の共通登録簿	2009年12月11日付ユーラシア経済委員会決定N27 2010年6月18日付関税同盟委員会決定N319 附則1
適合評価（認証）の標準的手続き	2011年4月7日付関税同盟委員会決定N621
適合証明書と適合申告書の共通様式	2012年12月25日付ユーラシア経済委員会決定N293
関税同盟の適合評価（認証）が義務付けられた製品統一リスト	2011年4月7日付関税同盟委員会決定N620(最終改正 2014年1月11日)

出所：ユーラシア経済委員会のHP（<http://www.eurasiancommission.org/ru/Pages/default.aspx>）をもとに作成

適合証明の手続きの様式は9種類あり、大量生産品の場合が6種類（1c、2c、5c、6c、7c、8c）、ロット生産品および単品製品の場合が3種類（3c、4c、9c）ある。

適合申告の場合、手続き様式は計6種類あり、申請者が独自の証拠に基づき申告する場合（1d、2d）と、認証機関や認定を受けた試験所が関与して得られた証拠に基づき申請者が適合申告する場合（3d、4d、5d、6d）とで証明書取得手続きが異なる（2011年4月7日付関税同盟委員会決定N621）。

なお、以下(2)において、農産物における技術規則対応の事例を紹介する。日本がユーラシア経済連合域内に輸出する際はこの基準に対応することになる。

<sup>5</sup> [http://www.eurasiancommission.org/ru/docs/Pages/IL\\_OS.aspx](http://www.eurasiancommission.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx)

## (2) 関税同盟国における商品輸出

### 1) 基本ルール

関税同盟国に商品を輸出する際には、認可を受けた試験機関に商品に関する書類やサンプルを送付し、商品が関税同盟委員会または関税同盟諸国によって定められた規格に合致しているか否か検査を受ける必要がある。検査の結果、商品が規格に合致した場合には、適合証明書（または申告書）が発効され市場に流通させることが出来る。

現在、関税同盟委員会によって定められた規格として関税同盟技術規則（2010年6月18日付関税同盟委員会決定319号）があるが、各製品に対応した規格は段階的に発効される予定であり、まだ制度自体が確立されていない状況にある。よって、関税同盟技術規則第9項では、「統一製品リストの製品に対する関税同盟のしかるべき技術規制が効力を発するまでは、申請者の選択に基づき適合認定証が交付され、共通の様式に基づく適合申請書が手続される。そして／あるいは関税同盟加盟国の法律に従い適合申告書、適合認証が手続される。」と規定している。

例えば現在ロシアには、3種類の国内規格が存在している。最も古くからある制度である「国家標準規格（GOST-R）」、GOST-Rから改定された「技術規則（TR）」、関税同盟内で統一的に適用される「関税同盟技術規則」である。

最終的には「関税同盟技術規則」に一本化される予定であるが、商品、サービスによって適用のタイミングが異なるため、商品ごとに確認が必要である。

### 2) 各品質管理の事例

例えば、ロシアで現在有効な「関税同盟技術規則」、「国家標準規格（GOST-R）」、「技術規則（TR）」の概要は、以下の通りである。

#### ア 関税同盟適合証明書／適合申告書

技術規則 (発効日または 発効予定日)	技術規則「果物の野菜のジュースについて」(2013年7月1日) 技術規則「食品の安全性について」(2013年7月1日) 技術規則「油脂製品について」(2013年7月1日) 技術規則「穀物の安全性について」(2013年7月1日)
認証種別	強制認証
有効期間	1回、1年、3年、5年
所管	関税同盟委員会
発行機関	関税同盟委員会から認定を受けた認証機関
主な提出書類	契約書の写し、申告書、製品の詳細、申請者の必須条項
関税同盟マーク	関税同盟安全・技術規則にて発行された証明書を有する製品については、法律で定められた場所に貼ることが義務付けられています。

出所：<http://prostocert.com/certprod.php>

## イ GOST-R 適合証明書／適合申告書

主な対象品目	「適合申告書」：農産品、食品・飲料・アルコール類、化粧品等 「適合証明書」：上記を除く多数の製品
認証種別	強制認証／自主認証
有効期間	1回、1年、3年
所管	ロシア連邦技術規則・計量庁
発行機関	ロシア連邦技術規則・計量庁より認定を受けた認証機関
主な提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書コピー</li> <li>・GOST-R 適合証明書／適合申告書の申告書（ロシア語）</li> <li>・製品の詳細（工業製品：製品仕様、スペックがわかる資料、化学製品、食品類：組成表、成分表）</li> <li>・ISO9001/CE Making/CB Report/EMC</li> </ul>

## ウ 技術規則(Technical Regulation／通称 TR)適合証明書／適合申告書

技術規則 (発効済み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術規則「タバコ製品に対する技術規則」</li> <li>・技術規則「果実および野菜ジュース製品について」</li> <li>・技術規則「油脂製品について」</li> <li>・技術規則「牛乳および牛乳製品について」</li> </ul>
認証種別	強制認証
有効期間	1回、1年、3年、5年
所管	ロシア連邦技術規則・計量庁
発行機関	ロシア連邦技術規則・計量庁から認定を受けた認証機関
主な提出書類	契約書の写し、申告書、製品の詳細、申請者の必須条項
TR マーク	TR マークを法律で定められた場所に貼ることが義務づけられている。

### 3) 事例: 乳及び乳製品にかかる技術規則とその対応

例えば、乳および乳製品を関税同盟領域内に輸出する際には、関税同盟の執行機関によって決定された関税同盟技術規則「乳および乳製品の安全性について」(TR TS033/2013) および「関税同盟における獣医学・衛生規範の適用について」の要件を満たす必要がある。

乳および乳製品技術規則は、関税同盟領域で流通する乳および乳製品の生産、保存、輸送、販売、再利用に関する全工程に関する安全要件、また自由な域内輸送を可能にするための乳および乳製品のマーキングと包装に関する要件を定めている。関連する規則を整理すると以下の通りである。キルギスのように関税同盟に新たに参加する国にとっては、これらの規則に対応する検査機関、認証機関の整備が課題となっている。

例えば、キルギスの乳業メーカーは 2011 年から 12 年にかけて、カザフスタンから同国生産地について感染症に関して安全であることを裏付ける十分な情報がないとして乳と乳製品の輸出制限が実施された経験がある。2013 年には関税同盟査察団が個別に企業調査を行い、一部企業に輸出許可が下りたが、全体として、各種規則に関する認識が低いという評価を受け、国全体としての対応が必須となっている。

表 4-8 関税同盟領域内で流通する乳および乳製品に適用される規則

技術規則	
関税同盟技術規則	2010年6月18日付関税同盟委員会決定N319
関税同盟の認証機関および審査試験施設（センター）の共通登録簿	2009年12月11日付ユーラシア経済委員会決定N27 2010年6月18日付関税同盟委員会決定N319 附則1
適合証明書と適合申告書の共通様式	2012年12月25日付ユーラシア経済委員会決定N293
関税同盟の適合評価（認証）が義務付けられた製品統一リスト	2011年4月7日付関税同盟委員会決定N620（最終改正 2012年6月13日）
乳および乳製品に関する技術規則	2013年10月9日付ユーラシア経済委員会決定N67 （2014年5月1日発効）
食品の安全に関する技術規則	2011年12月9日付関税同盟委員会決定N880 採択（2013年7月1日に発効 ⇒乳製品部分は除外、2014年5月1日以降発効）
食品の商標に関する技術規則	2011年12月9日付関税同盟委員会決定N881 採択 2013年7月1日発効
包装の安全に関する技術規則	2011年8月16日付関税同盟委員会決定 N769
獣医学衛生規範	
関税同盟獣医学衛生規範の適用について	2010年6月18日付関税同盟委員会決定N317

出所：ユーラシア経済委員会の HP (<http://www.eurasiancommission.org/ru/Pages/default.aspx>) を元に HIT 作成

#### 4) ユーラシア経済同盟による資金、労働力の移動への影響

2014年11月、タジキスタン共和国ドゥシャンベにおいて、国連開発計画（UNDP）や在タジキスタン共和国ロシア連邦通商代表部などにより、タジキスタンがユーラシア経済同盟に参加するメリットとリスクについて検討された。会議の中で、関税同盟への加入は、現在のタジキスタンの生産インフラや企業の経験からメリットは小さいとの認識は一致しているものの、資金や人の移動の域内自由化を目指すユーラシア経済同盟への加入は、GDPの5割近くを海外移民からの送金に頼るタジキスタンにとって、海外での就労先の確保、仕送りの自由化という利点があると同時に、加盟しない場合、現在の主たる移民先であるロシアやカザフスタンでの職を失う自国民がでる可能性もあるという認識で一致した。タジキスタンなど、経済成長の遅れた国はNIS内の農業、流通産業などへの労働力供給源となっており、関税同盟ならびにユーラシア経済同盟に対する各国の対応動向は、加盟国の農業の発展に影響を与えるものとして認識する必要がある。

### (3) 穀物に関する技術規則

#### 1) 概要

関税同盟域内を流通する食用および飼料用の穀物については、2011年12月9日付関税同盟委員会決定N874「穀物の安全性」（2013年7月1日発効）および穀物に適用されるその他の技術規則によって規定されている適合評価（認証）の手続きを踏む必要がある。穀物に適用されるその他の技術規則としては、2011年8月16日付関税同盟委員会決定N769包装の安全に関する技術規則がある。

表 4-9 穀物に適用される主な技術規則

穀物の安全性に関する技術規則 (TP TC015/2011)	2011年12月9日付関税同盟委員会決定N874 (2013年7月1日発効)
包装の安全に関する技術規則 (TP TC 005/2011)	2011年8月16日付関税同盟委員会決定 N769 (2012年7月1日発効)

関税同盟技術規則「穀物の安全性」は、全部で9条よりなり、安全性要件、適合認証、マーキング等の内容について規定している。同規則の目次は以下の通りである。

表 4-10 関税同盟技術規則「穀物の安全性」目次

序文	第6条 適合評価
第1条 適用範囲	第7条 適合認証
第2条 定義	第8条 関税同盟加盟国の市場における製品流通 統一記号のマーキング
第3条 穀物の市場流通規則	第9条 保護条項
第4条 安全性要件	
第5条 安全性要件との適合保証	

#### 2) 適合認証

同技術規則では、食用および飼料用穀物の適合評価方法は、適合申告の形式で適合性認証が必要となるが、生産国領域内における保管用および加工用穀物については適合認証が不要と規定している（第7条1項）。

適合申告の申請者については、関税同盟加盟国の法律に基づいてその領域内で登記された法人、個人事業家の自然人、穀物生産者もしくは販売者、外国生産者の機能を履行する者と定められ、関税同盟域外の輸出者が独自に申請することができない仕組みになっている（第7条3項）。

表 4-11 穀物の適合申告の5つの様式

方式	適用	手続き	有効期限	条文
1d	大量生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術書類*の作成および分析</li> <li>・生産検査の実施</li> <li>・穀物サンプル試験の実施</li> <li>・適合申告の受理と登録</li> <li>・流通統一マークの添付</li> </ul>	3年以下	第7条6項
2d	ロット生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術書類*の作成および分析</li> <li>・穀物サンプル試験の実施</li> <li>・適合申告の受理と登録</li> <li>・流通統一マークの添付</li> </ul>	申告者の選択による	第7条7項
3d	大量生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術書類*の作成および分析</li> <li>・生産検査の実施</li> <li>・穀物サンプル試験の実施 (関税同盟で認可された試験機関で実施)</li> <li>・適合申告の受理と登録</li> <li>・流通統一マークの添付</li> </ul>	3年以下	第7条8項
4d	ロット生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術書類*の作成および分析</li> <li>・穀物サンプル試験の実施 (関税同盟で認可された試験機関で実施)</li> <li>・適合申告の受理と登録</li> <li>・流通統一マークの添付</li> </ul>	申請者の選択による	第7条9項
6d	大量生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネージメントシステム認証機関によって発行されたマネージメントシステム証明書（証明書のコピー）を必ず添付した技術書類*の作成および分析</li> <li>・生産検査の実施</li> <li>・穀物サンプル試験の実施 (関税同盟で認可された試験機関で実施)</li> <li>・適合申告の受理と登録</li> <li>・流通統一マークの添付</li> <li>・マネージメントシステム機能の安定性の検査</li> </ul>	5年以下	第7条10項

\*穀物が本技術規則の要件に適合することを証明する技術書類には、以下の書類が含まれる。

- ①申請者および（もしくは）認定試験所（試験センター）によって行われ、穀物が本技術規則の要件に適合することを証明する試験調書
- ②関税同盟および関税同盟加盟国の法令に基づいて穀物の安全性を証明する書類
- ③マネージメントシステムに対する適合証明書
- ④穀物の安全性を証明するその他の書類

#### (4) 乳および乳製品に関する技術規則

##### 1) 概要

2013年10月9日付ユーラシア経済委員会決定N67「の安全性」（2014年5月1日発効）では、関税同盟関税領域で流通する乳および乳製品、その生産、保存、輸送、販売、再利用の各工程に対する安全要件、また自由な輸送を可能にするための乳および乳製品のマーキングと包装に対する要件を規定している。関税同盟域内を流通する乳および乳製品は、同関税同盟技術規則以外にも、次表の技術規則および証明書の要件に一致しなければならない。

表4-12 乳および乳製品に適用される主な規則

技術規則	
乳および乳製品に関する技術規則 (TP TC)	2013年10月9日付ユーラシア経済委員会決定N67 (2014年5月1日発効)
食品の安全に関する技術規則 (TP TC)	2011年12月9日付関税同盟委員会決定N880採択 (2013年7月1日に発効)
食品の商標に関する技術規則 (TP TC)	2011年12月9日付関税同盟委員会決定N881採択 (2013年7月1日発効)
包装の安全に関する技術規則 (TP TC 005/2011)	2011年8月16日付関税同盟委員会決定N769 (2012年7月1日発効)
獣医学衛生規範	
関税同盟獣医学衛生規範の適用について	2010年6月18日付関税同盟委員会決定N317

出所：関税同盟技術規則「乳および乳製品の安全性」

本技術規則では、乳および乳製品の安全性に関する規定、適合評価、マーキング等に関して規定されている。同技術規則の目次を次表に記す。

表 4-13 関税同盟技術規則「乳および乳製品の安全性について」目次

I 適用範囲
II 基本概念
III 乳および乳製品の識別
IV 乳および乳製品の関税同盟加盟諸国および共通経済空間市場での流通原則
V 生乳、脱脂乳、乳脂の安全性要件
VI 生乳、脱脂乳、乳脂の生産、保管、運送、販売および再利用の際の安全性要件
VII 乳製品の安全性要件
VIII 乳加工製品の生産に必要な機能的諸要素に対する安全性要件
IX 乳および乳製品の販売、保管、運送、販売および再利用プロセスにおけるその安全保障要件
X 乳を原料とした子供用製品、幼児用の初期およびその後の期間のための乳混合物（乾燥したものを含む）、乾燥乳酸混合物、乳飲料（乾燥したものを含む）、幼児用の既製品の乳カーシャ（粥）、および乾燥の乳カーシャ（飲料水で家庭で調理）に対する安全性要件
X I 乳製品の包装要件
X II 乳および乳製品の商標要件
X III 安全性要件への適合保証
X IV 乳および乳製品の適合査定（証明）
X V 関税同盟加盟諸国市場での製品の流通のための共通記号による商標
X VI 保護条件

出所：関税同盟技術規則「乳および乳製品の安全性」

## 2) 適合認証

乳および乳製品の適合評価（認証）は、関連する関税同盟技術規則に基づき以下の方式で行われる（第14条99項）。

表 4-14 乳および乳製品の適合評価方式

内容	方式	条文
乳および乳製品全般	適合申告	14 条 99 項
子供用の乳および乳製品	関税同盟技術規則「食品の安全性」に基づく国家登録	
新しい乳製品	関税同盟技術規則「食品の安全性」に基づく国家登録	
加工用に工場に納入される加熱処理していない、乳、脱脂乳、クリーム	獣医学・衛生検査	
工業生産以外の乳および乳製品の適合評価（認証）	関税同盟加盟国の法律	14 条 101 項
加熱処理していない乳、クリーム、脱脂乳の受入生産工程および乳製品生産（製造）の際の加工工程	関税同盟技術規則「食品の安全性」に基づく生産施設の国家登録	14 条 102 項
乳および乳製品の生産、保存、輸送、販売工程の適合評価	関税同盟技術規則「乳および乳製品の安全性」に基づく国家検査（査察）	14 条 103 項
加熱処理していない乳、脱脂乳、クリーム	関税同盟技術規則「食品の安全性」および関税同盟技術規則「乳および乳製品の安全性」に基づく獣医学・衛生検査	14 条 104 項

出所：関税同盟技術規則「乳および乳製品の安全性」

表 4-15 乳および乳製品の適合申告の5つの様式

方式	適用	手続き	有効期限	条文
1d	大量生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術書類および証明資料の作成および分析</li> <li>生産検査の実施</li> <li>製品のサンプル試験の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>*試験は、申請者の試験所または、申請者の選択によって関税同盟認証機関および試験所（試験センター）統一登録簿に記載されている委任を受けた試験所でもおこなうことができる。</li> </ul> </li> <li>適合申告書の申請と登録</li> <li>関税同盟加盟国市場における製品の統一流通マークを付けること。</li> </ul>	3 年以下	第 14 条 106 項 a)
2d	ロット生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術書類および証明資料の作成および分析</li> <li>製品ロットの試験の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>*試験は、申請者の試験所または、申請者の選択によって関税同盟認証機関および試験所（試験センター）統一登録簿に記載</li> </ul> </li> <li>適合申告書の申請と登録</li> <li>関税同盟加盟国市場における製品の統一流通マークを付けること</li> </ul>	乳および乳製品の消費期限に一致する	第 14 条 106 項 b)
3d	大量生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術書類および証明資料の作成および分析</li> <li>生産検査の実施</li> <li>食品のサンプル試験の実施（関税同盟で認可された試験機関で実施）</li> <li>適合申告書の申請と登録</li> <li>関税同盟加盟国市場における製品の統一流通マークを付けること</li> </ul>	3 年以下	第 14 条 106 項 c)
4d	ロット生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術書類および証明資料の作成および分析</li> <li>製品ロットの試験の実施（関税同盟で認可された試験機関で実施）</li> <li>適合申告書の申請と登録</li> <li>関税同盟加盟国市場における製品の統一流通マークを付けること</li> </ul>	乳および乳製品の消費期限に一致する	第 14 条 106 項 d)
5d	大量生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>H A C C P 原則に基づく品質および安全性管理システム証明書を含めた技術書類および証明資料の作成および分析</li> <li>生産検査の実施</li> <li>乳製品のサンプル試験の実施（関税同盟で認可された試験機関で実施）</li> <li>適合申告書の申請と登録</li> <li>関税同盟加盟国市場における製品の統一流通マークを付けること</li> </ul>	5 年以下	第 14 条 106 項 e)

出所：関税同盟技術規則「乳および乳製品の安全性」



### 3) 獣医学証明書

#### ① 獣医学検査対象商品

関税同盟では、人体および動物の健康に対して危険な商品の輸入を阻止するために、関税境界および最終目的地である配送先において獣医学検査が実施されている。仕向地において実施される最終的な獣医学検査後、関税同盟の獣医学証明書が発行される。

獣医学検査が求められる商品は「獣医学検査（査察）の対象となる統一商品リスト」（2010年6月18日付関税同盟委員会決定N317）に記載されており、統一商品リストは、関税コード別にリスト化され、次表の通り乳および乳製品はすべて対象商品となっている。

表 4-16 「獣医学検査(査察)の対象となる統一商品リスト」(抜粋)

コード	商品名
0401	ミルクと生クリーム（濃縮しておらず、砂糖その他の甘味料を加えていないもの）
0402	ミルクと生クリーム（濃縮もしくは、砂糖その他の甘味料を加えたもの）
0403	バターミルク、凝固したミルクと生クリーム、ヨーグルト、ケフィール、その他発酵させたミルクと生クリーム（濃縮したもの、しないもの、砂糖もしくはその他の甘味料、香料、フルーツ、ナッツ、カカオを加えたもの、加えないもの）
0404	ホエイ（濃縮したもの、濃縮しないもの、砂糖その他の甘味料を加えたもの、加えないもの）、ミルクの天然成分から作ったその他の製品（砂糖もしくはその他の甘味料を加えたもの、加えないもの）、他の項目に記載されていないもの
0405	バターとミルクから作るその他の油脂、デイリー・スプレッド
0406	チーズとカード

出所：2010年6月18日付関税同盟委員会決定N317

#### ② 獣医学検査手続き

獣医学検査は、国境通過地点において「書類検査」、「理学検査」および必要に応じて「試験所での検査」が行われ、国境通過の許可を得た商品は国内移送され配送先（目的地）に運ばれ、最終的な獣医学検査が行われる。獣医学検査の流れは、下図の通りである。

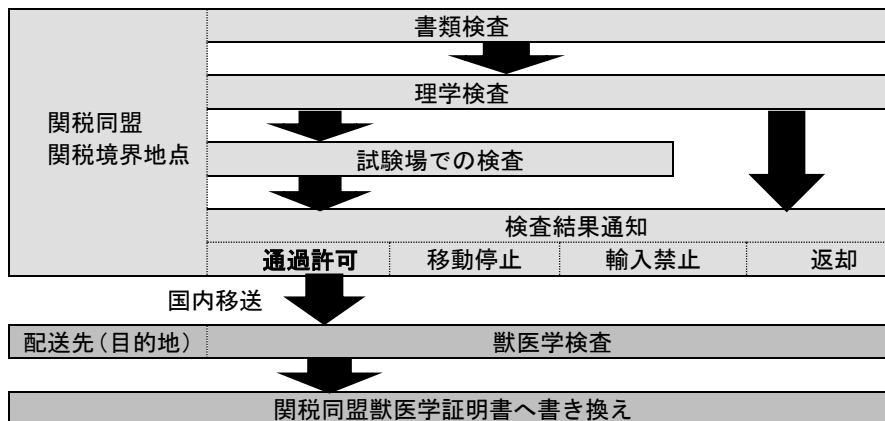


図 4-3 獣医学検査の流れ

出所：2010年6月18日付関税同盟委員会決定N317をもとに作成

書類検査では、商品の安全性の証明書類、輸入許可書、獣医学証明書（出荷国管轄機関発行）の確認が行われる。検査対象となる書類の発行機関、確認内容は次表の通りである。

表 4-17 書類検査

書類検査	
安全性証明書類	「適合申告書」および試験機関で行われた試験（検査）調書等
輸入許可書	統一登録簿に記載されている企業、法人、個人に対して、輸入国によって発行される証明書。検査商品の生産（保管）地の家畜伝染病予防状況を考慮して発行される。
獣医学証明書	輸出国管轄機関が発行した証明書。関税同盟の統一獣医学要件の適合性が確認される。

理学検査は、以下の内容について実施される。

表 4-18 理学検査

理学検査
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の検査および動物の検査</li> <li>・検査商品が提出書類に記載されたデータに適合することの確認</li> <li>・輸送手段が商品の輸送に必要な獣医学・衛生要件に適合することの検査</li> <li>・移動（輸送）条件および体制の検査</li> <li>・包装とマーキングが規定要件に適合することの検査</li> </ul>

試験所での検査は、輸送される商品に、官能検査による明らかな異変が判明した場合および病気に感染した動物を排除する場合にこの目的で認定された試験場において行われる。

表 4-19 試験場検査の対象となる商品

試験場検査の対象となる製品
官能検査による明らかな異変が判明した商品 病気に感染した動物が認められた商品

なお、2010年6月18日付関税同盟委員会決定N317 獣医学コントロール（監督）に該当する商品に提示される統一獣医（獣医-衛生）要件の第27章では、口蹄疫、牛疫、ブルセラ症などの家畜伝染病が発生した場合、一定期間輸出することができない規定になっている。輸出側は、輸出する乳および乳製品が家畜伝染病を発症していない地域で生産されたことを証明する必要がある。

<参考>

2010年6月18日付関税同盟委員会決定N317  
獣医学コントロール（監督）に該当する商品に提示される統一獣医（獣医・衛生）要件

第27章

関税同盟関税領域へ牛、ヤギ、羊等（小型有角獣）の乳および乳製品を輸入する場合  
および（もしくは）当事国間でこれらを輸送する場合の獣医学・衛生要件

関税同盟関税領域へ輸入および（もしくは）当事国間で輸送できるのは、以下のように公式に家畜伝染病が発生していないと認められた農場の健康な家畜から得た乳と乳製品である。

- ・口蹄疫が、最近12カ月国内もしくは地域区分に基づく行政区分領域内に発生していないこと。
- ・牛疫が、最近24カ月国内もしくは地域区分に基づく行政区分領域内に発生していないこと。
- ・小型反芻動物のペストが、最近36カ月国内もしくは地域区分に基づく行政区分領域内に発生していないこと。
- ・伝染性胸膜肺炎が、最近24カ月国内もしくは地域区分に基づく行政区分領域内に発生していないこと。
- ・家畜白血病が、最近12カ月農場内で発生していないこと。
- ・牛のブルセラ症、結核、疑似結核が、最近6カ月農場内で発生していないこと。
- ・羊とヤギのブルセラ症、羊とヤギ等（小型有角獣）の結核が、最近6カ月農場内で発生していないこと。
- ・羊とヤギの天然痘が、最近6カ月国内もしくは地域区分に基づく行政区分領域内で発生していないこと。

乳製品の生産に使用する乳は、人の健康に危険な病原菌を十分消滅させられる加熱処理を受けたものである。納入される乳製品は、その結果生きた病原菌を消滅させられる加工工程を経ていなければならない。乳製品は食用に適するものとみなす。

乳と乳製品の細菌検査、理化学検査、化学・毒物検査、放射能検査の指標は関税同盟領域内で適用される獣医学・衛生規則および要件に適合しなければならない。

乳および乳製品で官能検査による変化が認められるものあるいは包装が完全でないものは、関税同盟関税領域内へ輸入および（もしくは）当事国間で輸送してはならない。

2010年6月18日付関税同盟委員会決定N317の「関税同盟の関税境界と関税領域における獣医学検査の統一方法に関する規定」3.14では、関税同盟内部の検査商品の輸送、通過（トランジット）、移動の際、その全行程を通じ、検査商品には、当事国の全権機関の職員および輸出国の管轄機関が発行した獣医学証明書を添付しなければならないと定めている。

＜参考＞肉および肉製品の技術規則

関税同盟技術規則「肉と肉製品の安全性について」目次

I. 適用範囲	XIII. と殺製品と肉製品の適合評価（確認）
II. 基本概念	XIV. 関税同盟加盟国の市場での製品流通のための共通記号による商標
III. と殺製品と肉製品の識別	XV. 本技術規則の遵守に対する国家の検査（監視）
IV. と殺製品と肉製品の関税同盟および統一経済空間加盟国市場における流通規則	XVI. 保護条項
V. と殺製品と肉製品の安全性要件	附則 1 と殺製品と肉製品の安全性に関する微生物基準指数
VI. と殺製品と肉製品の製造工程に対する要件	附則 2 缶詰の安全性（工業的無菌性）に関する微生物基準指数
VII. と殺製品とその製造工程に対する要件	附則 3 子供用肉製品製造用のと殺製品の安全性に対する衛生要件
VIII. 肉製品とその製造工程に対する要件	附則 4 子供用肉製品の物理化学的指標に対する要件
IX. と殺製品と肉製品の保存工程、輸送工程、販売工程、利用工程に対する要件	附則 5 用途に関する情報に基づいて検査されると殺製品に含まれる獣医学（畜産学）製剤、（ホルモン製剤を含む）家畜の成長促進剤、（抗生物質を含む）薬剤の最大許容残留レベル
X. と殺製品と肉製品の包装要件	
XI. と殺製品と肉製品の要件	
XII. 安全性要件への適合保証	

出所：関税同盟技術規則「肉と肉製品の安全性」

### 3. ユーラシア経済連合の経済活動

#### (1) 2013年の関税同盟・共通経済空間の主な貿易概況

2013年の関税同盟の貿易総額は9,309米億ドルであり、対前年比99.6%とわずかに減少に転じた。3カ国のうちロシアの2013年の貿易額は7,842億8,000万米ドル(対前年比100.8%)であり、2010年以降の増加傾向を維持している。

一方2013年のベラルーシの貿易額は395億6,000万米ドル(対前年比83%)、カザフスタンが1,071億5,000万米ドル(対前年比98.4%)と減少に転じた(図3-4)。ベラルーシの2013年の貿易額の内訳をみると、輸入額は増加しているが、輸出総額が対前年比67.5%と減少しており、品目別では「化学工業製品」(対前年比42.7%)、「鉱物製品」(対前年比69.1%)の輸出額が大幅に縮小している(表3-19、表3-20)。

カザフスタンの2013年の貿易総額の内訳をみると、輸入額は増加しているが、輸出額は対前年比95.5%と減少に転じている。品目別では、「食品・農産物原料」の下げ幅が対前年比80.5%と最も大きく影響している(表3-19、表3-20)。一方でカザフスタンの「機械、設備、車両」の輸出額が大幅な伸びをみせており、対前年比132.8%と輸出総額のマイナスを補う形になった(表3-20)。

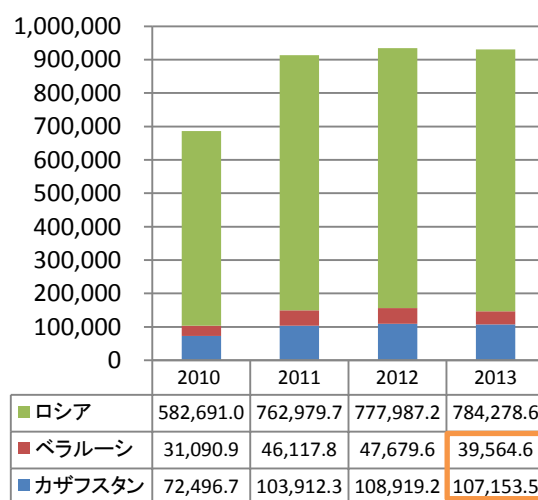


図 4-4 関税同盟総貿易額の推移(単位:百万米ドル)

出所:「関税同盟加盟国の対外貿易」(2011、2013) ユーラシア経済委員会

表 4-20 関税同盟加盟国の輸出入額の推移(単位:百万ドル)

	ロシア		ベラルーシ		カザフスタン	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
2010	368,047.8	214,643.2	14,865.0	16,225.9	54,271.7	18,225.0
2011	478,210.9	284,768.8	25,977.9	20,139.9	82,324.0	21,588.3
2012	484,497.4	293,489.8	28,944.3	18,735.3	80,220.1	28,699.1
2013	489,245.8	295,032.8	19,534.8	20,029.8	76,648.3	30,505.2

出所:「関税同盟加盟国の対外貿易」(2011、2013) ユーラシア経済委員会

\*対前年比マイナスとなった数字は赤字で記した。

表 4-21 関税同盟加盟国の分野別輸出総額(2013)

	関税同盟・共通経済空間			内訳								
	百万\$	%	対前年比	ベラルーシ			カザフスタン			ロシア		
				百万\$	%	対前年比	百万\$	%	対前年比	百万\$	%	対前年比
輸出一全	585,428.9	100.0	98.6	19,534.8	100.0	67.5	76,648.3	100.0	95.5	489,245.8	100.0	101.0
内訳:												
鉱物製品	433,728.4	74.1	100.4	11,137.9	57.0	69.1	63,421.3	82.7	98.1	359,169.2	73.4	102.3
金属・金属製品	43,383.7	7.4	89.5	1,033.4	5.3	87.7	6,304.9	8.2	91.4	36,045.4	7.4	89.2
化学工業製品	27,956.2	4.8	82.5	3,285.2	16.8	42.7	624.3	0.8	107.7	24,046.7	4.9	93.9
食品・農産物原料	16,892.8	2.9	92.1	828.4	4.2	103.4	2,226.2	2.9	80.5	13,838.2	2.8	93.6
機械、設備、車両	15,289.6	2.6	105.4	1,579.0	8.1	93.0	361.2	0.5	132.8	13,349.4	2.7	106.5

出所：「関税同盟加盟国の対外貿易」（2013）ユーラシア経済委員会

2013年の関税同盟相互貿易額は、641億4,000万米ドルであり、対前年比94.5%と減少に転じた。3カ国のうち、2013年のベラルーシの貿易額は、177億000万米ドル、対前年比103.4%と2010年以降増加傾向を維持している。

一方ロシアの2013年の貿易額は、405億7,000万米ドル（対前年比91.2%）、カザフスタンが58億米ドル（94.1%）と減少に転じている（図3-5）。

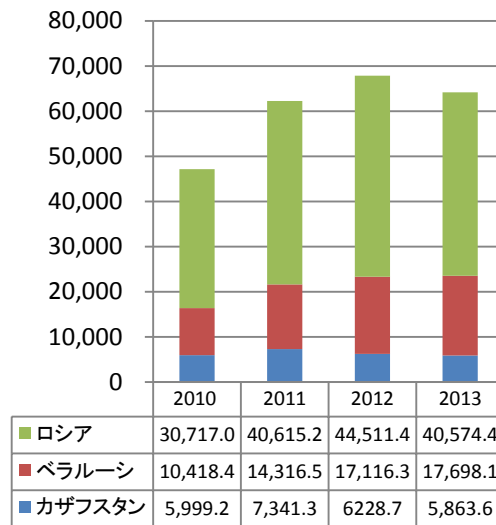


図 4-5 関税同盟相互貿易額の推移(単位:百万米ドル)

出所：「関税同盟加盟国の対外貿易」（2011、2013）ユーラシア経済委員会

ロシアの相互貿易は、2010年以降輸出入ともに毎年増加していたが、2013年「鉱物製品」の輸出額が対前年比79.1%と大幅に下落したことにより、輸出総額が対前年比91.2%と減少に転じた（表3-21、表3-22）。

カザフスタンの相互貿易は、輸入総額の増加傾向に変化はないが、2012年以降輸出額が減少に転じており、2013年の品目別輸出額では「機械・設備・車両」の輸出額が対前年比80.7%、「鉱物製品」が89.8%、「金属・金属製品」が95.4%、「化学工業製品」が96.0%と減少している。一方で、「食品および農産物原料」に関する輸出は対前年比2.1倍と大幅な伸びをみせている（表3-21、表3-22）。

表 4-22 関税同盟間相互貿易額輸出入額の推移(百万米ドル)

	ロシア		ベラルーシ		カザフスタン	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
2010	30,717.0	15,685.2	10,418.4	18,658.6	5,999.2	12,899.4
2011	40,615.2	20,941.5	14,316.5	25,608.3	7,341.3	15,714.0
2012	44,511.4	22,446.3	17,116.3	27,670.7	6,228.7	17,659.7
2013	40,574.4	22,636.3	17,698.1	22,971.1	5,863.6	18,367.2

出所：「関税同盟加盟国の対外貿易」（2011、2013）ユーラシア経済委員会

\* 対前年比マイナスとなった数字は赤字で記した。

表 4-23 関税同盟加盟国域内の分野別輸出額(2013)

	関税同盟・共通経済空間			内訳								
				ベラルーシ			カザフスタン			ロシア		
	百万\$	%	対前年比	百万\$	%	対前年比	百万\$	%	対前年比	百万\$	%	対前年比
輸出一域内	64,136.1	100.0	94.5	17,698.1	100.0	103.4	5,863.6	100.0	94.1	40,574.4	100.0	91.2
内訳:												
鉱物製品	21,152.8	33.0	83.3	1,163.1	6.6	2.4倍	2,395.2	40.8	89.8	17,594.5	43.4	79.1
機械・設備・車輛	13,054.1	20.4	91.4	5,525.2	31.2	84.6	576.5	9.8	80.7	6,952.4	17.1	98.9
金属・金属製品	8,250.7	12.9	102.3	1,309.1	7.4	97.2	1,417.2	24.2	95.4	5,524.4	13.6	105.5
食品および農産物原料	8,204.9	12.8	116.6	4,846.0	27.4	117.0	473.5	8.1	2.1倍	2,885.4	7.1	108
化学工業製品	6,400.5	10.0	104.9	1,899.3	10.7	108.1	477.6	8.1	96.0	4,023.6	9.9	104.5

出所：「関税同盟加盟国の相互貿易」（2014）

関税同盟貿易総額に占める各国の割合は、2013年でロシアが84.2%、カザフスタンが約11.5%、ベラルーシが約4.2%であり、ベラルーシの占める割合が非常に小さいが（図3-6）、関税同盟加盟相互間の貿易額の割合は、ロシアが63.3%、カザフスタンが9.1%、ベラルーシが27.6%となり、貿易額はカザフスタンの約3倍となっている（図3-7）。

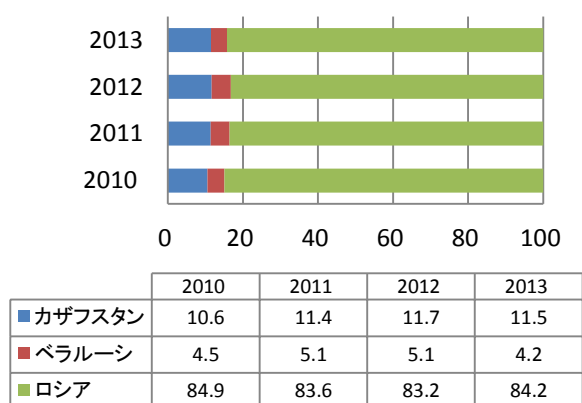


図 4-6 関税同盟総貿易額に占める各国の割合(%)

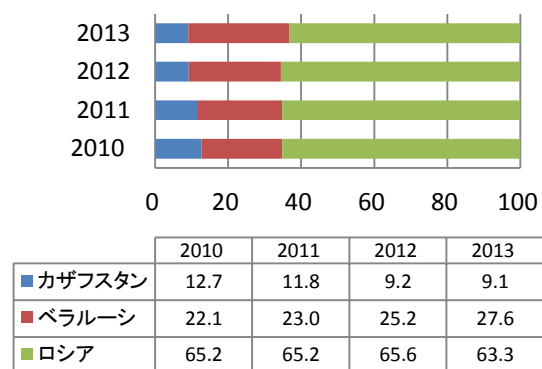


図 4-7 関税同盟相互貿易額に占める各国の割合(%)

## (2) 関税同盟・共通経済空間の農業分野を中心とした国別貿易概況

### 1) ベラルーシ

関税同盟発足後、ベラルーシの貿易総額は関税同盟域内においても増加傾向にあったが、2013年は減少に転じた。ベラルーシの最大の貿易相手国はロシアであり、貿易総額の約9割を占めている。対ロシア貿易総額をみると、2013年ロシアからの輸入額が対前年比83%と減少に転じたため、貿易総額は対前年比90.6%になった。

ベラルーシからロシアへの主な輸出品目のうち、農産品目では生乳、チーズ等の乳製品が多い。一方、ベラルーシへのロシア、カザフスタンからの輸入品目は、鉱物製品が中心である。農産物の輸入は、主にロシアからチョコレート菓子などを輸入している。また肥料や農業機械などをロシアに輸出している。

表 4-24 ベラルーシと関税同盟加盟国の貿易動向(100 万米ドル、%)

		2010		2011		2012		2013	
		額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比
輸出入合計	全世界	31,090.9	100.0	46,117.8	100.0	47,679.6	100.0	39,564.6	100.0
	関税同盟	29,077.0	93.5	39,924.8	86.6	44,787.0	93.9	40,669.2	102.8
	ロシア	28,204.6	90.7	39,160.6	84.9	43,861.1	92.0	39,718.6	100.4
	カザフスタン	872.4	2.8	764.2	1.7	925.9	1.9	950.6	2.4
輸出	全世界	14,865.0	100.0	25,977.9	100.0	28,944.3	100.0	19,534.8	100.0
	関税同盟	10,418.4	70.1	14,316.5	55.1	17,116.3	59.1	17,698.1	90.6
	ロシア	9,953.6	67.0	13,685.3	52.7	16,309.4	56.3	16,829.8	86.2
	カザフスタン	464.8	3.1	631.2	2.4	806.9	2.8	868.3	4.4
輸入	全世界	16,225.9	100.0	20,139.9	100.0	18,735.3	100.0	20,029.8	100.0
	関税同盟	18,658.6	115.0	25,608.3	127.2	27,670.7	147.7	22,971.1	114.7
	ロシア	18,251.0	112.5	25,475.3	126.5	27,551.7	147.1	22,888.8	114.3
	カザフスタン	407.6	2.5	133.0	0.7	119.0	0.6	82.3	0.4
収支	全世界	-1,360.9		5,838.0		10,209.0		-495.0	
	関税同盟	-8,240.2		-11,291.8		-10,554.4		-5,273.0	
	ロシア	-8,297.4		-11,790.0		-11,242.3		-6,059.0	
	カザフスタン	57.2		498.2		687.9		786.0	

出所：「関税同盟加盟国の対外貿易」（2012、2014）「関税同盟加盟国の相互貿易」（2012、2014）

ユーラシア経済委員会 HP より作成

【註】ベラルーシの輸入総額は、全世界より関税同盟の方が上回っているが、全世界の貿易額は、「関税同盟加盟国の対外貿易 2011」、「関税同盟加盟国の対外貿易 2013」、関税同盟域内の貿易額は「関税同盟加盟国の相互の貿易 2011」、「関税同盟の相互貿易 2013」よりそのまま転記している。

### 2) カザフスタン

カザフスタンにおいても関税同盟発足後、貿易総額は増加傾向にあり、特に発足当初の2010年から2011年にかけては対前年比で122%の増加となっている。その後は、2012年は103.6%、2013年は101.4%となっている。

輸入においては、関税同盟国内からの輸入額が占める割合が大きく2010年当初は約70%でありほぼロシアからの輸入となっている。近年はロシアからの輸入額は増加しているものの全体に占める割合は減少し、2013年には輸入額も減少に転じ、全体を占める割合は55.6%となっている。

カザフスタンからベラルーシへの主な輸出品目は非鉄金属類が輸出総額の32%を占めているが、次いで穀類が11%となっている。ベラルーシからカザフスタンへの輸入品目は機械設備等であるが、農産物では乳製品・肉製品が12.7%となっている。

対ロシアにおける輸出・輸入品目については、輸出では金属鉱石類やその他の非鉄金属製品等の鉱物類がほとんどであり農産物の輸出は少ない。ロシアからの輸入品目についても燃料や金属製品等であり、カザフスタンとロシアの二国間における域内貿易では農産物に関する動きは小さい。



表 4-25 カザフスタンと関税同盟加盟国との貿易額の推移(100 万ドル)

		2010		2011		2012		2013	
		額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比
輸出入合計	全世界	72,497	100	103,912	100	108,919.2	100.0	107,153.5	100.0
	関税同盟	18,899	26.1	23,055	22.2	23,888.4	21.9	24,230.8	22.6
	ロシア	18,040	24.9	22,396	21.6	23,492.1	21.6	23,096.6	21.6
	ベラルーシ	859	1.2	659	0.6	791.8	0.7	738.7	0.7
輸出	全世界	54,272	100	82,324	100	80,220.1	100.0	76,648.3	100.0
	関税同盟	5,999	11.1	7,341	8.9	6,228.7	7.8	5,863.6	7.7
	ロシア	5,662	10.4	7,256	8.8	5,806.5	7.2	6,136.9	8.0
	ベラルーシ	337	0.6	85	0.1	91.8	0.1	57.1	0.1
輸入	全世界	18,225	100	21,588	100	28,699.1	100.0	30,505.2	100.0
	関税同盟	12,899	70.8	15,714	72.8	17,659.7	61.5	18,367.2	60.2
	ロシア	12,378	67.9	15,140	70.1	17,685.6	61.6	16,959.7	55.6
	ベラルーシ	522	2.9	574	2.7	700.0	2.4	681.6	2.2
収支	全世界	36,047		60,736		51,521.0		46,143.1	
	関税同盟	-6,900		-8,373		-11,431.0		-12,503.6	
	ロシア	-6,715		-7,884		-11,879.1		-10,822.8	
	ベラルーシ	-185		-489		-608.2		-624.5	

出所：「関税同盟加盟国の対外貿易」（2012、2014）「関税同盟加盟国の相互貿易」（2012、2014）  
ユーラシア経済委員会 HP より作成

### 3) ロシア

ロシアにおける域内貿易の割合は、カザフスタン、ベラルーシの域内輸出入状況に比べて小さく全体の8%程度である。貿易収支についても全世界に対する収支総額のうちカザフスタン、ベラルーシとの収支額の割合は全体の1割程度となっている。ロシアからカザフスタンとベラルーシの両国に対して同程度の輸出・輸入を行っているが、ややベラルーシとの二国間貿易が多い。

ロシアからベラルーシへの主な輸出品目は農産物であり乳製品・肉製品が対ベラルーシへの輸出総額の18.4%を占めている。一方、ベラルーシからの輸入品目は鉱物性燃料が輸入総額の52.6%を占めており農産物の輸入は少ない。

表 4-26 ロシアと関税同盟加盟国との貿易額の推移(100 万米ドル)

		2010		2011		2012		2013	
		額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比
輸出入合計	全世界	582,691.0	100.0	762,979.7	100.0	777,987.2	100.0	784,278.6	100.0
	関税同盟	46,402.2	8.0	61,556.7	8.1	66,957.7	8.6	63,210.7	8.1
	カザフスタン	18,197.6	3.1	22,396.1	2.9	23,096.6	3.0	23,492.1	3.0
	ベラルーシ	28,204.6	4.8	39,160.6	5.1	43,861.1	5.6	39,718.0	5.1
輸出	全世界	368,047.8	100.0	478,210.9	100.0	484,497.4	100.0	489,245.8	100.0
	関税同盟	30,717.0	8.3	40,615.2	8.5	44,511.4	9.2	40,574.4	8.3
	カザフスタン	12,466.0	3.4	15,139.9	3.2	16,959.7	3.5	17,685.6	3.6
	ベラルーシ	18,251.0	5.0	25,475.3	5.3	27,551.7	5.7	22,888.8	4.7
輸入	全世界	214,643.2	100.0	284,768.8	100.0	293,489.8	100.0	295,032.8	100.0
	関税同盟	15,685.2	7.3	20,941.5	7.4	22,446.3	7.6	22,636.3	7.7
	カザフスタン	5,731.6	2.7	7,256.2	2.5	6,136.6	2.1	5,806.5	2.0
	ベラルーシ	9,953.6	4.6	13,685.3	4.8	16,309.4	5.6	16,829.8	5.7
収支	全世界	153,404.6	100.0	193,442.1	100.0	191,007.6	100.0	194,213.0	100.0
	関税同盟	15,031.8		19,673.7		22,065.1		17,938.1	
	カザフスタン	6,734.4		7,883.7		10,822.8		11,879.1	
	ベラルーシ	8,297.4		11,790.0		11,242.3		6,059.0	

出所：「関税同盟加盟国の対外貿易」（2012、2014）「関税同盟加盟国の相互貿易」（2012、2014）  
ユーラシア経済委員会 HP より作成

#### 4. 関税同盟加盟国と第3国の経済連携の動向

##### (1) 国際関係における各国の位置づけ

NIS 諸国では以下の表にまとめたような多様な経済連携の枠組みが存在するとともに、周辺国を中心とする第三国との二国間連携なども進められている。

表 4-27 旧ソ連諸国の国際組織加盟状況

No.	国名	GDP (2012年,世 銀、 10億ドル)	CIS 独立国家 共同体	CSTO 集団安全 保障条約 機構	SCO 上海協力 機構	EAEC/ EurAsEC ユーラシア 経済共同体	GUAM —	Customs Union 関税同盟	加盟団体数
1	ロシア	2,015	○	○	○	○		○	5
2	カザフスタン	204	○	○	○	○		○	5
3	ウクライナ	176					○		1
4	アゼルバイジャン	67	○				○		2
5	ベラルーシ	63	○	○		○		○	4
6	ウズベキスタン	51	○		○	○			3
7	トルクメニスタン	35							0
8	グルジア	16					○		1
9	アルメニア	10	○	○				○	2
10	タジキスタン	8	○	○	○	○			4
11	モルドバ	7	○				○		2
12	キルギス	6	○	○	○	○		△	4
13	中国	8,227			○				1
加盟国数			9	6	6	6	4	4	—

\* オフィシャルメンバーのみカウント（オブザーバー参加などは除く）

\* 各種資料より HIT 作成（2014年6月時点）

\* 関税同盟：キルギス加盟準備中

##### (2) 加盟国と主要国との経済連携

関税同盟発足後の加盟国と主要国との経済連携の動きについては以下のように取りまとめられている。ユーラシア経済委員会では各国に対し積極的に連携を働きかけており、中国とは貿易協力における覚書の締結がなされている。欧州連合においてはカザフスタンとのパートナーシップと協力に関する協定の締結に向けての最終交渉を行っている。日本を含め、各国との間で専門家会議や共同セミナーが開催され、ユーラシア関税同盟に関する情報提供に努めている。

表 4-28 関税同盟加盟国と第 3 国の経済連携の動向

国名	内 容
中国	2012年12月6日ユーラシア経済委員会と中国商業省の間の貿易協力覚書、ユーラシア経済委員会と中国の間ダンピング防止・補償・特別な保護対策作用の分野での協力覚書署名。 2014年5月29日ユーラシア経済最高評議会が関税同盟と中国の税関国境を越えて輸送する国際輸送の商品や車両に関する情報交換協定の締結について中国との交渉開始を承認した。
欧州連合	パートナーシップと協力に関する協定の締結に関する欧州連合とカザフスタン共和国との間の交渉が最終段階である。 ユーラシア経済委員会と欧州連合の代表との交流は専門家会議、科学会議やセミナーの現場でも行われる。
アメリカ	ユーラシア経済委員会とアメリカの代表との交流は米ロビジネス協議会（2013年、貿易評議会員の報告。2014年にもユーラシア経済委員会の参加予定）、専門家会議、科学会議およびモスクワにある米国商工会議所の現場でおこなわれる。
日本	日本貿易振興機構（ジェトロ）と交流、日本側のユーラシア統合に関する知識を高める目的としてユーラシア経済委員会のさまざまな活動分野の専門家による二国間会議と共同セミナー開始。2014年4月におけるセミナーで、技術規制に関する共同セミナーを開催。

出所：ユーラシア経済委員会「ユーラシア経済連合の貿易政策」（2014年9月、東京）資料

表 4-29 関税同盟と第三国との FTA 交渉状況

国名・交渉開始年	2014年交渉状況
ニュージーランド 2010年11月	<b>【第11回交渉】</b> ・開催日：2014年2月 ・開催地：モスクワ ・交渉内容：物品貿易、関税の撤廃、原産地規則の策定、SPS協定、TBT協定に係る改善など。ウクライナ/クリミア問題により交渉中断中。
ベトナム 2013年3月	<b>【第5回交渉】</b> ・開催日：2014年3月31日-4月1日 ・開催地：カザフスタン（アルマティ） ・交渉内容：物品貿易、税関管理、公共調達、原産地規則や知的財産の保護の規則について
EFTA 2011年1月	<b>【第11回交渉】</b> ・開催日：2014年1月28-30日 ・開催地：カザフスタン（アスタナ） ・交渉内容：物品貿易、貿易円滑化手続、衛生・植物検疫措置、知的財産保護、公共調達について

表 4-29 ロシアの締結済み FTA 一覧

FTA 締結国	発行日	除外品目
アゼルバイジャン	1993年2月17日	砂糖、エチルアルコール、タバコ
モルドバ	1993年3月30日	—
ウクライナ	1993年2月21日	砂糖、エチルアルコール、タバコ
タジキスタン	1992年10月10日	—
ベラルーシ	1992年11月13日	—
キルギス	1992年10月8日	—
カザフスタン	1992年10月8日	—
アルメニア	1992年9月30日	—
トルクメニスタン	1993年4月6日	—
ウズベキスタン	1993年5月25日	砂糖、エチルアルコール、タバコ
グルジア	1994年2月3日	砂糖、エチルアルコール、タバコ
セルビア	2000年8月28日	肉、ソーセージ、砂糖、チョコレート、アップルジュース、ワイン、タバコ等

### (3) 他ドナーや周辺諸国の動き、日本の動き

NIS 諸国に対しては、ロシアのほか、EU、中国、韓国、トルコなどが NIS 諸国の農業分野への進出や技術協力などを進め、対象地域の市場形成や技術革新・資金供与（借款や金融支援を含む）に参画する動きを見せていると同時に、FAO、EBRD、世界銀行、GIZ など国際ドナーが農業分野で協力している。

日本も今年度 10 年目を迎えた「中央アジア+日本」対話や日露首脳会談において、農業分野での協力推進が示されているとともに、農林水産省のグローバル・フードバリューチェーン戦略においても、寒冷地農業生産、灌漑、ICT、植物工場などの本邦企業の参画推進がうたわれている。カザフスタンをはじめとした NIS 諸国の経済成長に伴い、支援等だけにとどまらず、より具体的な投資や共同事業計画への要望が高まっていることに留意する必要がある。